

平成 19 年 3 月 2 日

金融庁監督局総務課 御中

全国銀行協会

『銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）』の公表
について」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「銀行法施行規則 別紙様式」について

(1) 金融機関保証付私募債に係る注記の追加について

① 改正の背景・必要性について

金融機関が引き受け、自己で保有している私募債の保証に係る「支払
承諾」を「支払承諾見返」と相殺し、貸借対照表に計上しない会計処理
とした今回の会計処理統一の背景・必要性等を明示していただきたい。

(理由)

- ・ 今回の会計処理統一により、場合によっては、同一項目の会計処理に
ついて継続性が維持されず変更を行う必要が生じるが、銀行自身の理
解のみならず、銀行の株主・預金者・監査人・証券取引所等の銀行財
務諸表の利用者・利害関係者等に対しても合理的な説明を行う必要
性がある。

② 注記の必要性・是非について

本件保証債務の残高を会計監査の対象である貸借対照表に注記するこ
ととした背景及び必要性を明示していただきたい。

また、取引の重要性に鑑み、監督上の要請で必要とされるのであれば、
本件のような世間に広く開示される注記としてではなく、例えばオフサ
イト・モニタリングや決算状況表のような当局宛報告の対象項目に含め
ることを検討いただきたい。

(理由)

- ・ 今回追加された注記と同趣旨の注記は、会社法・会計基準等では求められていない。
- ・ 当該注記をした場合には、銀行財務諸表の利用者に「内部取引ではない偶発債務」であるかのように誤解され、既に貸借対照表に計上済の私募債自体の信用リスクと重複的に加算されてしまうような誤認識を招く危険性もあると考える。
- ・ 連結会計における内部取引消去の事例も含めて、内部取引として貸借対照表能力がなく貸借対照表に計上されない取引・残高のうち、金融機関保証付私募債に係る「支払承諾（及び支払承諾見返）」だけをあえて注記で開示する必要性も乏しいと考える。

③ 「保証債務の額」の考え方について

信用保証協会保証付無担保社債(私募債)に係る保証債務の開示額は、金融機関の保証債務から信用保証協会の保証債務を減じた額となることを確認させていただきたい。

(理由)

- ・ 信用保証協会保証付無担保社債(私募債)は、信用保証協会が社債額面の90%、金融機関が社債額面の100%の支払保証を行い、保証債務履行時には、信用保証協会がその保証割合(90%)の限度において金融機関に先行して保証債務を履行し、履行後、信用保証協会は金融機関に対する求償権を有しないというのが一般的である。これにより、結果的に金融機関の保証債務は10%に限定されることとなるが、保証契約上はあくまでも100%保証となっている。今回の案の「一部について保証しているもの」という表現では、「信用保証協会の先行保証債務履行の結果、一部分に限定された額」を指しているのか、「当初契約より部分保証している額」を指しているのか明確でない。

(2) 「別紙様式第9号（及び9号の2）」について

① 「1(4)営業所等の状況 [企業集団の状況について記載する場合]の(記載上の注意)2①」について

報告対象を明確にするため、当該記載上の注意に、「銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。」を追記していただきたい。

② 「1(4)営業所等の状況 [企業集団の状況について記載する場合]の(記載上の注意)2②」について

営業所の状況における新設営業所の記載は、現行では[銀行の状況について記載する場合]のみに求められているが、「企業集団の状況について記載する場合」には必要とされていない。よって、現行の対応を継続するため、当該記載上の注意は削除していただきたい。

(3) 「別紙様式第5号の2」「別紙様式第12号」について

冒頭部分において、現行の「第1（年月日から年月日まで）事業概況書」が、改正案では「第1（年月日から年月日まで）中間事業概況書」と修正されているが、「中間」は不要であると考えられる。

2. 「銀行法施行規則 別紙様式」のパブリック・コメント対象外の事項について
銀行法施行規則別紙様式に係る以下の事項についてもご検討をお願いしたい。

(1) 「事業報告」について

① 「2(1)会社役員の場合」について

「(記載上の注意)1」に「～当該事業年度末までに退任した会社役員についても記載し、その旨を「その他」に記載すること」とあるが、「その他」ではなく、その旨を欄外に注記するという形式に変更していただきたい。

(理由)

- ・本表は、従来、期末日に任期中の役員を記載しており、直前の株主総会の翌日から期末日前日までに退任した役員については記載していないこと。
- ・従来の営業報告書では、期中に退任した役員は、欄外に記載する取扱いであったこと。

② 「2(2)会社役員に対する報酬等」について

「報酬等の限度額」は、会社法施行規則では記載を求められていないので、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」は削除することも検討いただきたい(削除しない場合でも、そこで、報酬の限度額を表中ではなく、欄外に記載することも記載上の注意に明記していただき容認していただきたい)。

(理由)

役員報酬、役員退職慰労金及び役員賞与等を合算して記載する必要がある。その場合、本表の定款又は株主総会で定められた報酬限度額の欄には、報酬等の限度額を総会又は定款で定めている場合には、記載することができるが、報酬等の内訳毎に総会又は定款で限度額を定めている場合には記載が難しい(月額と年額でばらばらに定めているケースも考えられる)。

- ③ 「2 (2)会社役員に対する報酬等」および「3 (4)社外役員に対する報酬等」について

「(記載上の注意) 3」では、報酬以外の金額(役員賞与等)を括弧内書で記載するため、「(記載上の注意) 5」は不要と考えられる。

- ④ 「4 当行の株式に関する事項」について

種類株式発行銀行については「発行可能種類株式総数」を記載することが適当と考えられる。また、種類株式に係る発行済株式総数・株主数については、種類ごとの記載は不要という理解でよいか明らかにしていただきたい。特に、株主数については、種類ごとに株主数が異なることがある。

- ⑤ 「5 当行の新株予約権等に関する事項」

表内の人数の記載単位が無いので、「人」を追加していただきたい。

本表については、「新株予約権等の内容の概要」欄を、日本経団連のひな型等を参考に見直しをお願いしたい。

または、本表に限らず、別紙様式の事業報告に係る表については、必要事項の記載があれば、適宜作成者において形式に工夫ができる旨を明記していただきたい。

- ⑥ 「1 (6)重要な親会社及び子会社等の状況」における「(ロ)子会社等の状況」の議決権比率算出の基準について

別紙様式 14 号の記載事項である「重要な子会社等」に記載する、対象子会社等に対する当社の議決権比率(通常は間接所有の議決権比率を括弧書きする慣行となっている)を算出する際には、「子会社」と「子法人等・関連法人等」では、相互保有株式の取扱いや算出分子に算入すべき保有議決権の基準が異なることになるが、そのような解釈でよいか確認したい(なお、この場合、子会社の議決権比率算出については、有価証券報告書の関係会社の状況に記載する議決権比率算出の基準と相違することになる。)

または、子会社の判定と開示する議決権比率の考え方は格別の取扱いと整理し、子会社は本来、子法人等に含まれる概念であることを考えれば、子会社・子法人等・関連法人等の開示すべき議決権比率算出においては、銀行法第 2 条第 6 項及び同条第 11 項は適用されないと解釈することになるのか併せて確認したい。

(理由)

- ・別紙様式第 14 号の用語の定義では、①子会社は銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社をいう、②子法人等は銀行法施行令第 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等のうち銀行法第 2 条第 8 項に規定する子会社を除いたものをいう、③関連法人等は銀行法施行令第 4 条の 2 第 3 項に規定する関連法人等

をいうとされている。

- ・ 銀行法第 2 条第 6 項後段では、「総株主等の議決権」には相互保有株式に係る議決権を含む旨、また同条第 11 項では、同条第 8 項の子会社の判定において、議決権比率算出の際の分子となる保有議決権数に、一部の信託財産株式、証券業を営む会社が業務目的で保有する株式、投資信託委託業者が議決権行使できる株式等を含まない旨規定されている。そして、当該規定は、子法人等・関連法人等を定義する銀行法施行令第 4 条の 2 第 2 項及び 3 項を受けた銀行法施行規則第 14 条の 7 第 1 項及び第 2 項には準用されていない。

⑦ 「1 (6) 重要な親会社及び子会社等の状況」における「(ロ) 子会社等の状況」の「その他」欄について

重要な子会社等の状況については、別紙様式 14 号の記載フォームが改定され、従来の「当社への配当額」の欄が「その他」に変更されているが、当該欄に記載すべき事項を明らかにしていただきたい（なお、従来同様、当社への配当額を記載するという理解でよいか確認したい。）。

⑧ 「6 (3) 会計監査人に関するその他の事項」における会社法第 459 条第 1 項関連の記載について

別紙様式第 14 号では、「6 (3) 会計監査人に関するその他の事項」の中で、「会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めがある場合の、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針」を記載することが求められている。本件は会社法施行規則第 126 条により、会計監査人設置会社に求められる特則であるが、それをもって、「会計監査人に関する事項」の中に配置するのは違和感がある。日本経団連が策定した一般事業会社と同様に、独立した項目を設置するほうが、一般事業会社の記載とも整合がとれると考えられる。

(2) 字句修正等

① 「別紙様式第 9 号」、「別紙様式第 9 号の 2」および「別紙様式第 14 号」について

- ・ 「1 (7) 事業譲渡等の状況」における「(記載上の注意) 3」の「…取得のうち重要なもの」については、「…取得又は処分のうち重要なもの」とすることが適当と考えられる（18 年 12 月 22 日会社法施行規則の改正による。）。
- ・ 「4 (1) 株式数」における「発行する株式の総数」は、「発行可能株式総数」とすることが考えられる。

② 「別紙様式第3号」等について

- ・貸借対照表の「(記載上の注意) (11)」において、「リースにより使用する有形固定資産に関する事項」は、会社計算規則第129条第1項第7号等の規定とあわせ、「有形」を削除し「リースにより使用する固定資産に関する事項」とすべきである。

以 上